

北陸観光プロモーション動画制作に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

北陸にある観光素材の魅力や北陸三県が北陸新幹線でつながったことを発信し、視聴者が「北陸に行きたい！」と思う観光プロモーション動画を作成する。

2 委託業務の概要等

- | | |
|-------------|---|
| (1) 委託業務名 | 北陸観光プロモーション動画制作業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「北陸観光プロモーション動画制作業務委託仕様書（以下、仕様書という）」のとおり |
| (3) 委託期間 | 2か年に分けて委託することとし、令和7年度においては、契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする |
| (4) 契約金額の上限 | 2か年で8,000千円（消費税及び地方消費税額を含む）
※上記予算額は契約時の予定額を示すものではない
※令和7年度および令和8年度に要する経費を企画提案において示すこと
なお、令和8年度は、当事業の令和8年度予算が承認された場合において、本企画提案において決定した委託契約者と随意契約を締結する予定 |

3 参加資格

次の条件のすべてを満たす者とする

- (1) 福井県、石川県および富山県（以下、北陸三県という）のいずれかの県財務規則に定める競争入札参加資格を有すること
- (2) 募集開始日から企画提案書提出日までに、北陸三県の競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者でないこと
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと
- (6) 国税または地方税を滞納していない者であること
- (7) 北陸三県内に本社、支社または営業所を有する法人であり、必要に応じて作業報告、打ち合わせ等ができる体制を有する者であること

4 スケジュール

質問書受付期間	令和7年9月8日(月)～9月16日(火)	17時15分
参加申込書提出期限	令和7年9月8日(月)～9月22日(月)	17時15分
企画提案書等提出期限	令和7年9月8日(月)～9月29日(月)	12時00分
書面審査	令和7年10月上旬	

5 手續等

(1) 事務局

福井県交流文化部誘客推進課 夏梅
電話 0776-20-0762
メール t-natsuumo-av@pref.fukui.lg.jp

(2) 参加申込み

企画提案を行おうとする者は、電子メールにより、いずれかの県の入札参加資格通知書の写しを添付の上、参加申込書（様式第1号）を令和7年9月22日 17時15分までに事務局へ提出すること。

受審資格の認定を令和7年9月25日までに行い、書面により申込者に通知する。

(3) 質問および回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、電子メールにより、質問書（様式第2号）を令和7年9月16日 17時15分までに事務局へ提出すること。電話および口頭による質問は

受け付けない。

(4) 企画提案書

企画提案を行おうとする者は、電子メールにより、次の①～④の資料を令和7年9月29日 12時00分までに事務局へ提出すること。

なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合もある。

①企画提案書（表紙に様式第3号を付すこと）

仕様書に定める業務内容について、「6 委託候補者の選定方法」に定める「審査基準」における審査内容の各項目に対する企画提案内容を詳細に記載すること。

②経費見積書

企画内容に即してできるだけ詳細に記載すること。

※見積額（税込）が2(4)を超える場合は失格とする

また、令和7年度と令和8年度に必要な経費を記載すること

③業務実施体制報告書（任意様式）

会社概要、責任者氏名、職務経歴、人員配置および実施体制などを記載すること。

また、業務の一部を外注する場合はその内容も含めて記載すること。

④業務実績（様式第4号）

官公庁または民間等の主な受注実績（特に観光関係）を2～3点程度記載し、その概要がわかる資料があれば添付すること。

※全て PDF ファイルで、URLがある場合はリンクが壊れていないか確認の上、提出すること

6 委託候補者の選定方法

提出された企画書等の書類の内容を書面審査し、以下の審査基準から総合的に評価を行った結果、合計得点が最も高得点を獲得した事業者を候補者とする。

ただし、2(4)を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

審査項目		審査内容	配点
1	目的、事業趣旨の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・目的、事業の趣旨を正しく理解し企画提案しているか。 <p style="text-align: right;">〔※事業目的 北陸にある観光素材の魅力や北陸三県が北陸新幹線でつながったことを発信し、視聴者が「北陸に行きたい！」と思う観光プロモーション動画を作成する〕</p>	10
2	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸の豊富な観光資源を把握し、インパクトのある映像で「行ってみたい」と思わせるような動画となっているか。 ・示されたPR素材について、北陸三県のバランスが考慮されているか。 	20
3		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的を達成するため、動画の活用方法（使用場面）について魅力的な提案（複数可）がされているか。 ・また、その活用方法（使用場面）に適した動画の規格（長さ、本数・種類等）の提案がされているか。 	20
4	北陸のブランドディング	<ul style="list-style-type: none"> ・何が北陸のブランド力向上につながるか、企画提案しているか。 ・また、その提案がブランド力向上に資するものであるか。 ・長期間使用できる動画となっているか。 (出演者等の著作権・肖像権を適切に処理できるか) 	20
5	構成	<ul style="list-style-type: none"> ・テロップの位置、記載方法は適切か。 ・四季折々の素材を取り入れているか。 	10
6	独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に記載のない新たな提案により、魅力的な動画となっているか。 	10
7	スケジュール、実施体制、実績	<ul style="list-style-type: none"> ・2か年の撮影スケジュールは適当か。 ・実施体制は適当か。 ・業務遂行する上で十分な実績があるか。 	10
合 計			100

7 契約

採用業者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。

8 その他

- (1) 次に掲げる場合については提案を無効とする。
 - ①所定の日時までに所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ②本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者負担とする。
- (3) 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとする。
- (4) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではない。
- (6) 業務の実施にあたり、第三者（北陸三県及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じること。
- (7) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、北陸三県に帰属するものとする。
- (8) 本プロポーザルの結果は採用・不採用に関わらず、後日書面（電子メールへの添付）をもって通知する。